

求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針

1. 目的

橋本総業株式会社（以下「当社」という。）は、採用選考活動その他の求職活動等（以下「求職活動等」という。）に参加する求職者等が、性的な言動により求職活動等を阻害されることのないよう、事業主として必要な措置を講じることを目的として、本方針を定めます。

2. 基本方針

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）を行ってはならないことを、全ての役員・従業員に周知徹底します。当社は、求職者等セクハラ防止に努めるとともに、万一発生した場合には、行為者に対して厳正に対処します。

3. 求職者等セクハラ定義

求職者等セクハラとは、当社が雇用する労働者による性的な言動により、求職活動等に参加する求職者等の求職活動等が阻害されることをいいます。「求職活動等」には、次の活動が含まれます。

- （1）採用面接、会社説明会、インターンシップ等の社内外イベントへの参加
- （2）OB・OG 訪問その他当社従業員への訪問・面談
- （3）その他前各号に類する求職活動等（SNS 等オンラインを介したものを含む）

4. 禁止行為

役員・従業員は、求職活動等に参加する求職者等に対し、次に掲げる言動を行ないません。

- （1）性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等、求職者等に対する性的な言動又は行動
- （2）必要なく身体に触れること、性的な関係を強要することその他の性的な言動又は行動
- （3）交際状況、結婚・出産の予定、その他業務上必要のない私的な事項について質問し、又はからかうこと
- （4）面談の実施方法（時間・場所・SNS 等の利用を含む。）について、あらかじめ定めたルールに反する対応を行うこと
- （5）事前や事後の如何を問わず、性的な言動、私的な接触またはこれらを誘発し得る目的で、業務上必要が無いにもかかわらず、食事や飲み会の場で面談を行う等、2人きりになる状況へ誘導すること

5. 面談等の実施ルール

役員及び従業員は、求職者等と面談し、又は連絡を行う場合には、次の各号に定める事項を遵守します。

- （1）面談は、原則として業務時間内に、社内の会議室および打合せスペース、オンライン会議システムを利用して実施すること
- （2）原則として、求職者等との連絡には会社 PC 又は社用携帯を使用し、私用 SNS その他の個人的

な連絡手段による連絡先の交換は行わないこと

- (3) 求職者等への対応は複数名で行うものとし、やむを得ず単独で対応する場合は事前に上長へ報告し、実施経過を記録すること

6. 相談窓口

求職者等セクハラに関する相談は、コンプライアンス窓口にて受け付けます。相談者の秘密は厳守し、相談したことを理由に不利益な取扱いを行いません。

求職者等に対しては、採用面接時の案内文書、求人票・採用ページ等を通じて、上記相談窓口を周知します。

【求職者の方々へのお願い】

万一、不適切な言動を受けた場合または不安や疑問を感じた場合には、速やかに以下の窓口へご相談ください。

なお、相談相手を男性または女性のいずれかを希望する場合は、お申し出ください。

メール： compliance@hat.co.jp

電話： 03-3665-9010（平日 9：00～18：00）

1. ご相談内容の秘密は、厳守いたします
2. ご相談や事実確認への協力を理由に、選考等で不利益な取り扱いはいたしません

7. 相談を受けた場合の対応

コンプライアンス窓口に寄せられた相談については、コンプライアンスチームと連携し、事実関係の確認、行為者への対応、再発防止に向けた措置の検討を行ないます。当社は、必要に応じて事実確認への協力、就業規則等に基づく行為者への処分その他の対応を行ないます。

8. プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止

当社は、相談者・行為者等関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。また、求職者等が相談を行ったこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該求職者等に対して不採用とすることその他不利益な取扱いを行いません。

9. 周知・啓発

当社は、本方針及び求職者等セクハラの防止について、研修の実施その他の方法により、役員・従業員に対して周知徹底を図ります。

制定日：2026年10月1日

橋本総業株式会社

代表取締役社長 阪田 貞一